

〔R4年度～〕申請締切：治療終了後、3ヶ月後の末日（令和5年3月31日までに治療終了）
群馬県不妊に悩む方への特定治療支援基金助成事業申請書
(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。
また、助成の適正を図るため、他の自治体に助成金の受給状況の照会、提供することについて同意します。

記

	(ふりがな) 氏名	生年月日
申請者	夫	() 昭和・平成 年 月 日生 (歳)
	妻	() 昭和・平成 年 月 日生 (歳)
	夫住所・電話	〒 () - ()
	妻住所・電話 <small>夫住所と同じ場合は省略可</small>	〒 () - ()
過去に特定不妊治療に関する助成金を受けたことがありますか ↓都道府県、指定都市、中核市 【男性不妊治療分を除く】 ない・ある → 通算 () 回受けた → 助成を受けた自治体 () 【男性不妊治療分】 ない・ある → 通算 () 回受けた → 助成を受けた自治体 () 初めて助成を受けた治療の開始時の妻の年齢 () 歳		
助成制度利用後に出産した場合（回数リセットの場合のみ記載してください。リセットには戸籍の添付が必要です。） 子の氏名／生年月日／助成回数 (氏名) / 年 月 日 / (回)		
今回の治療開始日	令和 年 月 日	採卵日 令和 年 月 日 ※「C」の申請の場合、記載してください。
特定不妊治療に要した額（受診等証明書(様式3-1)の領収金額）	金	円
男性不妊治療に要した額（受診等証明書(様式3-2)の領収金額）	金	円
助成金申請額（特定不妊、男性不妊の合計額）	金	円 ※裏面を確認後、ご記入ください。
振込先	金融機関名	銀行・組合 金庫・農協 本店 支店 出張所
	預金種別	普通・当座 その他() (ふりがな) 口座名義人 ()
	口座番号	(7桁で記入)

決定助成額	円	(承認・不承認)	
うち、男性不妊治療分	円	決定年月日	
受給者番号	-		ID

注) 助成対象となるのは、令和4年3月31日以前に開始した治療（体外受精、顕微授精、凍結胚移植等）です。
詳細は「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援基金助成事業のご案内」・県ホームページをご覧ください。

(添付書類)

- 不妊に悩む方への特定治療支援基金助成事業受診等証明書（様式第3号）・証明部分の領収書
- 法律婚：発行から3か月以内の夫婦の戸籍謄本及び世帯全員の住民票（前住所、続柄、筆頭者を含む）
※戸籍謄本は、2回目以降の申請で、住民票の続柄・筆頭者により婚姻関係が確認できる場合は省略可。
住民票は、前回申請時の住民票交付日から3か月以内の場合は省略可。
事実婚：夫婦の戸籍謄本及び住民票（同一世帯でない場合は、「事実婚に関する申立書（様式7号）」もご提出ください）。
- 助成を受けた以降に産んだ場合：2の戸籍謄本、住民票で確認します。
- 妊娠12週以降に死産に至った場合：死産届の写し、母子健康手帳「出産の状態」ページの写し等
- 振込先口座の通帳の写し又は金融機関の口座画面を印刷（金融機関名、支店名、口座番号等）してご持参ください。

(注) 太枠の中を記入ください。

(裏面)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようになっています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(公社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、一組のご夫婦(事実婚を含む)あたりの支給回数の上限が決められています。

他の自治体(県内の中核市を含む)から群馬県内の中核市以外の自治体に転入された方は、以前にお住まいの自治体にこの助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

助成金申請額について【治療1回分申請できます】

○助成金申請額：治療費が上限額未満の場合は、その金額を助成します。

・治療区分A, B, D, Eの場合 → 1回の治療あたり上限30万円まで

・治療区分C, Fの場合 → 1回の治療あたり上限10万円まで

・男性不妊治療費(精子を精巣等から直接採取するための手術を行った場合)への助成は、1回の治療あたり上限30万円まで。

※治療区分Cは対象外。

※主治医の判断により採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないなどの理由により治療を終了した場合に限り男性不妊治療単独での申請も可。

妻の 治療 区分	A	新鮮胚移植を実施	300,000円
	B	凍結胚移植を実施	300,000円
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	100,000円
	D	体調不良などにより移植のめどが立たず治療終了	300,000円
	E	受精できず	300,000円
	F	採卵したが卵が得られない又は状態の良い卵が得られないため中止。 妻は採卵し卵が得られたが、夫の精子が得られないため治療終了	100,000円